

# 直接施行の実施に係る損失補償事件について

都市整備部市街地整備局駅周辺整備課

# 1 これまでの経緯

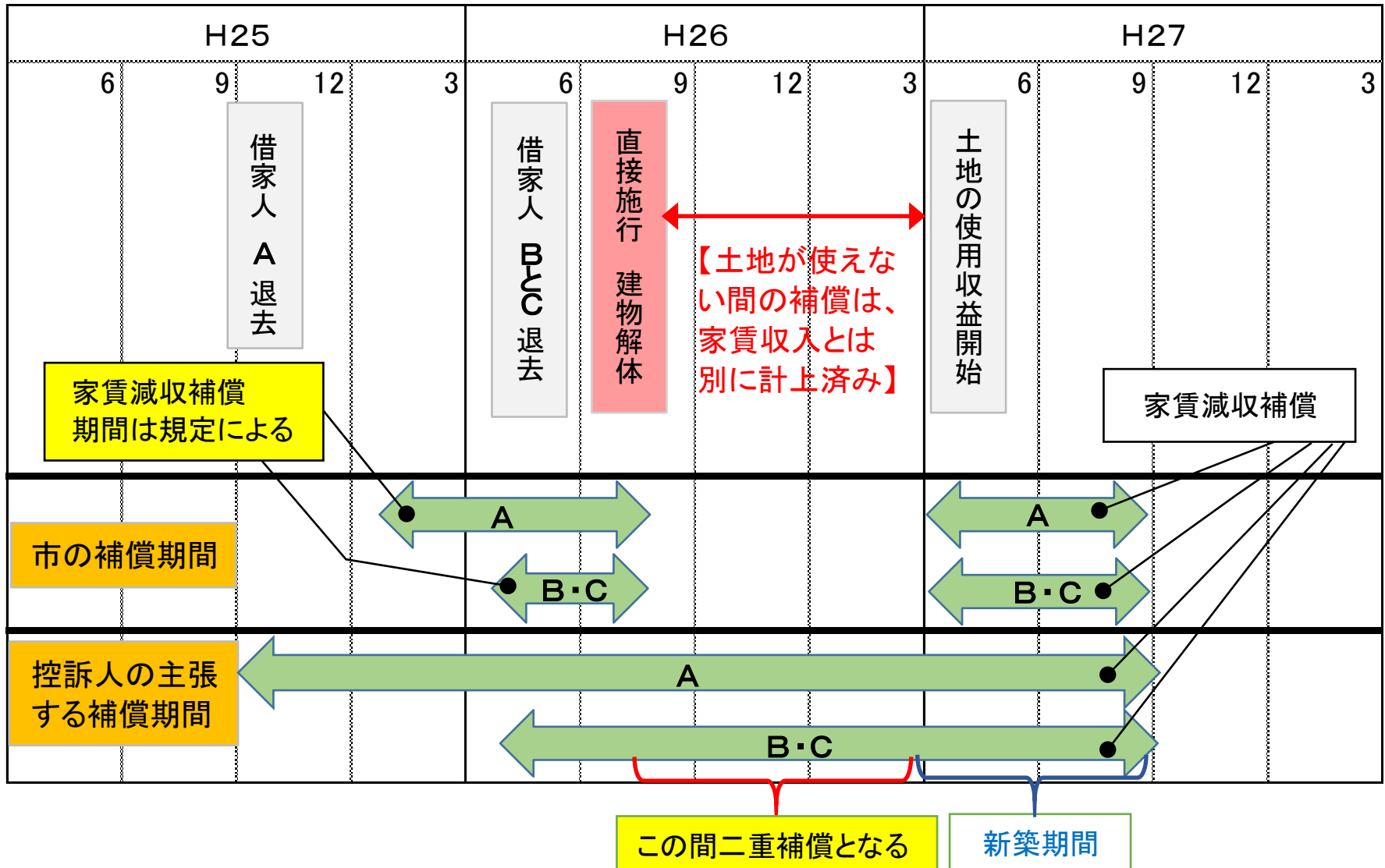
- 平成26年7月24日 共同住宅2棟の建物等を除却(直接施行)  
市は建物等の直接施行を実施した。補償金について県収用委員会へ裁決申請をし、裁決に基づき支払う予定であったが受領を拒否されたため、法務局へ供託している。
- 平成29年5月29日 所有者が長野地方裁判所へ提訴  
原告(所有者)は、建物等の補償は、新築に必要な全ての金額を補償すべきなどと主張したが、原告請求を棄却する判決が出された。
- 平成31年2月6日 所有者が東京高等裁判所へ控訴  
9月10日 判決予定

## 2 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 控訴人(所有者)が求める補償金の支払いと、支払済みまでの年5分の割合による金員を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、第1審、第2審とも市の負担とすること。

### 3 控訴人(所有者)の追加主張について

控訴人(所有者)は、一審での主張に加え、家賃減収補償の補償期間について、市の認定が誤っていると主張している。市は補償基準どおりの期間を補償している。



# 4 今後の対応

○令和元年 6月20日 結 審 (第2回口頭弁論)

9月10日 判 決 ※上告期限は、判決から2週間

